

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成20年12月 9日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第12条
処分の概要	森林組合の信託財産に係る受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人、信託監督人、受益者代理人の解任
法令の定め	<p>信託組合への信託については、信託法に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、行政庁に属する。</p> <p>1～4 〈略〉</p> <p>(参考)【信託法】</p> <p>第58条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。</p> <p>4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。</p> <p>第70条 第57条第2項から第5項までの規定は信託財産管理者の辞任について、第58条第4項から第7項までの規定は信託財産管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、第57条第2項中「やむを得ない事由」とあるのは、「正当な事由」と読み替えるものとする。</p> <p>第74条第6項</p> <p>第64条の規定は信託財産法人管理命令をする場合について、第66条から第72条までの規定は信託財産法人管理人について、それぞれ準用する。</p> <p>第134条第2項</p> <p>第57条の規定は信託監督人の辞任について、第58条の規定は信託監督人の解任について、それぞれ準用する。</p> <p>第141条第2項</p> <p>第57条の規定は受益者代理人の辞任について、第58条の規定は受益者代理人の解任について、それぞれ準用する。</p>
処分基準	同条の規定のとおりとする。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6年10月17日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第112条
処分の概要	定款変更、業務停止等の監督命令
法令の定め	行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第101条第1項第13号に掲げる事業を行う連合会に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員若しくは所属員を保護するため、森林組合若しくは連合会の業務若しくは財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程若しくは森林経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	同条の規定のとおりとする。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6 年 1 0 月 1 7 日作成)

法 令 名	森林組合法
根 拠 条 項	第 1 1 3 条第 1 項
処 分 の 概 要	法令等の違反に対する措置命令
法 令 の 定 め	<p>行政庁は、第 110 条の規定による報告を徹した場合又は第 111 条の規定による検査を行った場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>(参考) 第 110 条</p> <p>行政庁は、組合から、その組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員若しくは会員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。</p> <p>第 111 条</p> <p>組合員又は会員が総組合員又は総会員の 10 分の 1 以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>3 行政庁は、共済事業を行う森林組合又は第 101 条第 1 項第 13 号に掲げる事業を行う連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも、当該森林組合又は連合会の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>4 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況につき、毎年 1 回を常例として検査をしなければならない。</p>
処 分 基 準	同項の規定のとおりとする。
処 分 担 当 課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課
問 い 合 わ せ 先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各 (総合) 振興局産業振興部林務課
備 考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/trm/gyouseitetudukihou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6年10月17日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第113条第2項
処分の概要	組合の業務停止、役員の改選命令
法令の定め	<p>行政庁は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。</p> <p>(参考) 第113条第1項</p> <p>行政庁は、第110条の規定による報告を徹した場合又は第111条の規定による検査を行つた場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	同項の規定のとおりとする。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseititudukihou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6年10月17日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第113条第3項
処分の概要	信託規程等の承認の取消
法令の定め	<p>行政庁は、森林組合又は連合会が信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程又は森林経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第1項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第10条第1項、第19条第1項、第24条第1項又は第26条の3第1項（これらの規定を第109条第1項において準用する場合を含む。）の承認を取り消すことができる。</p> <p>(参考) 第113条第1項</p> <p>行政庁は、第110条の規定による報告を徹した場合又は第111条の規定による検査を行つた場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
処分基準	組合員、所属員等の利益を保護する観点から、同項の「特に重要な事項に違反」するか否かを判断するものとする。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6年10月17日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第114条第1項
処分の概要	組合の解散命令
法令の定め	行政庁は、次に掲げる場合には、当該組合の解散を命ずることができる。 1. 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 2. 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から1年を経過してもなおその事業を開始せず、又は1年以上事業を停止したとき。 3. 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第1項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。
処分基準	同項の規定のとおりとする。 なお、処分を行うに当たっては、「森林組合法の運用について」(昭和53年9月14日付け53林野組第175号林野庁長官通知)第6の1に留意することとする。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6年10月17日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第115条第1項
処分の概要	総会の議決、選挙及び当選の取消
法令の定め	組合員（准組合員を除く。）又は会員（准会員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）又は総会員（准会員を除く。）の10分の1以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から1月以内にその議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。
処分基準	同項の規定のとおりとする。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6年10月17日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第115条第2項
処分の概要	創立総会の議決等の取消
法令の定め	前項の規定は、創立総会の場合について準用する。 (参考) 第115条第1項 組合員(准組合員を除く。)又は会員(准会員を除く。)が総組合員(准組合員を除く。)又は総会員(准会員を除く。)の10分の1以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から1月以内にその議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、行政庁は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。
処分基準	第115条第1項の規定による総会の議決等の取消しに係る処分の基準に準ずる。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号: 011-231-4111 (内線28-585)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成 6年10月17日作成)

法令名	森林組合法
根拠条項	第116条
処分の概要	専用契約の取消
法令の定め	行政庁は、第34条第1項（第109条第2項において準用する場合を含む。）の規定による契約の内容が公益に反すると認めるときは、その契約を取り消すことができる。
処分基準	契約の履行を確保するため組合員に不当な制約を課する等組合員の事業利用の自由を実質的に制限するものであるか否かをもって、同条の「契約の内容が公益に反する」か否かを判断するものとする。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111（内線28-585）) 各（総合）振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課事業体育成グループ (電話番号：011-231-4111（内線28-585）) 各（総合）振興局産業振興部林務課
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)